

平成25年 第2回臨時会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

平成25年4月23日 開会

平成25年4月23日 閉会

美 深 町 議 会

平成25年第2回臨時会  
美深町議会会議録  
第1号 (平成25年4月23日)

---

◎議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第21号(財産の無償譲渡について)
- 第 4 議案第22号(財産の無償貸付について)

◎出席議員(10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君  | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君  | 4番 南和博君   |
| 5番 中野勇治君  | 6番 山本進君   |
| 7番 諸岡勇君   | 8番 林寿一君   |
| 9番 岩崎泰好君  | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 |           |

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 町長 山口信夫君         | 副町長 今泉和司君        |
| 総務課長 渡辺英行君       | 住民生活課長 瓜田晃君      |
| 産業施設課長 木戸一博君     | 会計管理者 長岐和彦君      |
| 総務グループ主幹 川端秀司君   | 企画グループ主幹 玉置一広君   |
| 生活環境グループ主幹 望月清貴君 | 保健福祉グループ主幹 山崎義典君 |
| 税務グループ主幹 羽野保則君   | 農業グループ主幹 草野孝治君   |
| 施設グループ主幹 杉本力君    | 管理グループ主幹 南坂陽子君   |

◎教育委員会

教 育 長	石 田 政 充 君	教 育 次 長	吉 田 克 彦 君
教育グループ主幹	後 藤 裕 幸 君	教育グループ主幹	荒 木 久 恵 君
幼児センター長	清 水 日 桂 子 君		

◎農業委員会

事 務 局 長 木 戸 一 博 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 長 谷 川 浩 君

◎議会事務局

事 務 局 長 長 谷 川 浩 君      事 務 局 副 主 幹 角 田 敏 彦 君

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので只今から平成25年第2回美深町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において9番岩崎君、10番齊藤君の両君を指名いたします。

---

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

---

◎ 議案第21号 及び 議案第22号 提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第21号 財産の無償譲渡について 及び 日程第4 議案第22号 財産の無償貸付についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第21号 財産の無償譲渡について 及び 議案第22号 財産の無償貸付について一括して提案説明を申し上げます。

この財産は昨年度まで老人憩の家として使用していた建物であります。この4月からほっとプラザ・スマイルに移行したところであります。要介護状態が中程度になっても安心して在宅生活が継続できる介護サービスの提供に向けてこの建物の有効活用を図るべく

介護保険サービス事業者を公募し、先般、旭川市の株式会社緑ケアライフサービスが実施する小規模多機能型居宅介護事業所等施設として活用することといたしたところであります。施設の性格として多くの利用者が安心して継続的にサービスを受けられることが重要となる施設でありますので事業の実施に当たっては建物の無償譲渡、土地は20年間の無償貸与として事業を支援しようとするものであります。無償譲渡、無償貸付につきましては地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきますので議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 財産の無償譲渡について。

財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

まず、1の譲渡する物件でございますけれども、建物でございます。2つございますがひとつが旧老人憩の家の本体の部分でございますけれども、所在が中川郡美深町字西1条北5丁目1番5。構造が木造・鉄筋コンクリート造りの平屋建てということでございますけれども木造の部分が老人憩の家で昭和48年に建設しております。一部54年に増築しておりますけれどもこの憩の家の本体の部分さらには鉄筋コンクリートの部分については昭和61年にお風呂を増築しております。この部分が鉄筋コンクリートとなっております。これが79.38平米でございます。あわせまして延床面積で501.69㎡でございます。次に(2)の建物、所在は同じでございますが構造が木造平屋建てで延床面積が22.38㎡でこれは物置でございます。昭和50年に建設をしております。この建物物件2つでございます。2の譲渡する相手方は、旭川市4条通13丁目1385番地3。株式会社緑ケアライフサービス代表取締役 板井清春氏。3の譲渡する理由として美深町が指定します介護保険施設、指定地域密着型サービスということでこのサービスのうちの小規模多機能型居宅介護事業施設としてこの施設を介護保険サービス事業を実施する事業者に対して利用者の安定的なサービス提供に資するため無償で譲渡しようとするものでございます。

以上が議案第21号でございます。

次に、2ページでございます。

議案第22号 財産の無償貸付について。

財産を無償で貸し付けるため地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸し付ける物件、土地でございます。所在が中川郡美深町字西1条北5丁目、地番が1番5でございます。面積が2,006.97㎡。2の貸し付ける相手方は旭川市4条通13丁目1385番地3。株式会社緑ケアライフサービス代表取締役 板井清春氏でございます。貸し付ける理由につきましては議案第21号と同様でございます。この土地につきまして貸付期間を20年としておりまして平成25年5月1日から平成45年4月30日までとするものでございます。

以上、議案第21号、22号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 提出者の説明が終わりました。

これから1件ずつ質疑・採決を行ってまいります。

---

◎ 日程第3 議案第21号

○議長（倉兼政彦君） 日程第3 議案第21号 財産の無償譲渡についての質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 憩の家は48年からですから約40年経っているということで老朽化という形で2町内にほっとプラザ・スマイルができたということで、そういう経緯があるわけですが、その点について譲渡する形になって美深出身の板井さんという方が取締役をやっておられる会社が来ることについて異論はないわけですが、譲渡までに至った経過についてまずお聞きしたいと思います。それから、小規模多機能型居宅介護事業、こういった施設等について美深町としてどう考えてこういったことを進めていくのか、基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず、1点目の譲渡に至った経過ということでご質問がございました。基本的に介護保険につきましては3年ごとに計画をしております介護保険事業計画というものがございます。この中で現在第5期の計画になっているのですけれどもその中で小規模多機能の施設の必要性ということをお話しております。この事業を推進するに当たって、先ほど議員からお話がありましたほっとプラザ・スマイルを建設したため、老人憩の家のあとの有効活用ということがございました。そこで小規模多機能型をその老人憩の家に建設をしていただくという考え方で進めてきたところでございます。それと、小規模多機能をなぜ選定したのかということでございます。美深町の介護保険サー

ビスの部分につきましては例えば介護度が重たい方については特養という施設がございます。また、介護度が中から低い方については在宅サービスを受けているということがございます。例えば、在宅サービスを受けている方がどうしても家族の介護の状態であるとかそういうことに伴いまして施設の方を要望されるというケースもございます。そういう場合についてはどうしても町外の施設に移行せざるを得ないという状況がございまして、この小規模多機能の施設を建設することに伴って介護度が中程度の方も宿泊という部分で受け入れをすることができるサービスを提供することができるという意味でこのような小規模多機能事業所ということを選定したという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 内容等については詳しく話をいただいたところでありますが、とりあえず第5期の計画等についても美深町はそういった冊子を出しながらそういった方針に基づいて作られたという確認をさせていただきます。それと、利用者への安定的なサービス提供ということですが、こういう点で20年という貸与期間を設定されたことについて何か考え方があるのか。それからこの場所は憩の家から普通財産という形になっておりましてこれを譲渡ではなくて売買という方法をなぜ取らなかったのか、それについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡君に申し上げます。議案第21号はまた別でございますので施設の方だけで質疑をお願いいたします。

施設の無償譲渡に対する考え方をお願いいたします。

保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 無償譲渡に関する考え方ということでございますけれども、先ほど、なぜ小規模多機能が必要かという説明をさせていただきました。町内には美深町における介護サービスが提供されていないといいますが、介護サービスというのは先ほど言った特養であるとか居宅であるとか、本来であれば介護サービスというのは一体的なサービスが望まれるところでございます。そのような意味で民間の活力を利用して介護サービスを充実させていくという考え方のもとこの部分については無償譲渡という形で行政支援をしていくという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

現況の建物の固定資産の評価額がどれくらいになっているのか。

それから2点目、一定程度投資額が決まっていると思うのですが整備をした後の固定資産の評価がどれくらいのものになるのか。

それから3点目、この後の固定資産税の減免等の考え方がどのようなことになるのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 評価額の関係ですけれども、町の会計上減価償却費という制度がございませんのでこれらについては現在こういった価格を持っているのかという点に関しては算定をしておりません。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 建設後の評価の部分につきましては改修後その部分についての評価をして評価額を決定するという形になります。減免の部分につきましては今のところ減免という形での措置ということについては考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 譲渡によって次の形に移れるということでしょうけれども、旧利用者の中で新しいほっとプラザができましたけれども備品等、場所の制約だとかがあって新しいところに持っていけないものだとかがありまして、すべてを運びきれないということで、今旧憩の家の方にまだ残っている部分もあって困ったという話も聞いたわけですが、備品等に対する整理というものはスムーズに今現在進んでいるのかどうか、その辺はどのように把握をしているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） それは老人連合会の考え方だと思うのでなかなか町側としては答弁ができないのではないかと思いますけれども。こちらでは速やかに運んでくださいということしかないと思います。私が答弁をするのは変ですけれども。

どなたか答弁できますか。

住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 新しいほっとプラザ・スマイルの建設が進んでいく中で老人クラブとの話し合いの中で引越の関係についても打ち合わせをさせていただいている中で整理をしてくださいということでお話しを進めてまいりました。そういった部分で今議員がご質問の通り長年あそこで色々な活動をされておりましたので備品がたくさんあるということも承知しておりますけれども、この際、ある程度処分できるものは処分をしてくださいということで老人クラブの方にお話しをさせていただいて、そういう趣旨で今現在整理、それから運ぶものについては運ぶという形で進んでいるものと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

8番 林君。



○8番（林 寿一君） 福祉に関して美深はほかの町よりも進んでいると思います。今回もこういうことで介護に関わるものの取り組みとしては良いのですが、私は介護というものは本来行政の責務の遂行ではないかと思えます。ところがここ最近の特養老人ホームの待機が50床で定員の倍も待機しているということで私が一度聞いたときには、それはどうしようもないと、他の方法をとるということでありまして、それが今民間に委託し、そして今回も民間ということで、今後もそのように向けるのか。今回の待機の50床がどのくらい解決するのか。それともそれに見合った方法までやるのか。その方法としてはあくまでも部外者に委ねるのか、その辺の方向性というのはどういうことになるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 現在の特養の待機者につきましては議員ご質問のとおり今現在50名近くの方がいらっしゃいます。ただ、その内訳を見ますと現実的にすぐ特養の方に入所したいという希望をもっておられる方については11名程度ということになっております。さらに、それ以外の方については入所を希望するけれども今現在は自宅の方で生活ができるという形でとりあえず申し込みだけはしておきたいという方がほとんどという形でその11名の方についてはどういう形で対応をしていくかということについては先ほど町長が議案の提案説明で申しましたとおり要介護度の中程度、1から3程度の方々がそういった施設に入所したくてもなかなかできないという部分を解消するために今回小規模多機能施設を建てることによってそういった部分についての解消を図っていききたいと、また中程度の町内で生活する方、自立した生活を送れない方の対応施設としても対応していきたいという考え方でのご提案でございます。今日議会の中で認められた中で今後の施設のあり方等については十分見極めながら検討をしていかなければならないと思えますし、それらの具体的な部分につきましては第6期の介護保険計画の中でその方向性については明らかにして議会とも相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 一つだけお聞きしておきたいと思いますが、財産の無償譲渡ということについて今回に限らず過去にあってもそうですし、これからも色々出てくるのだろうと思いますが、特に一定の基準というものがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 財産の譲渡に対する考え方についてはこの施設の部分については相当年数が経っているということで40年近い経過の中で今回の施設を改修する

にあたってほとんど改修をしていかなければならないという形の中で民間業者の自己負担も多いといった中での財政的な負担を考え、その辺の部分について支援をしていきたいということでの無償譲渡の考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 財産の無償譲渡に関してはもともとは地方自治法に定めがありますが、町の条例として無償で譲渡するとき、それから減額貸付するときについて通常価格でない場合については議会の議決を得るということで町の条例の方で規定もっております。ただ、ひとつひとつの物件に対してそれがどういう基準があるのかということに関しましては、その時々的情勢であったり町の施策だったり、そういったところが総合的に判定されまして無償なのか減額なのか、そういったところの議決を得るというような運びになっております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この事業のことについては私は特に異論はございませんが、これから色々な形で町の財産も有効に活用していくという部分ではこの財産の無償譲渡ということについて一定の考え方、基準というものを示す、ある意味時期にきているのかなと考えるところですが、その辺の考え方は今後の問題としてどのように考えておられるのか伺いたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） さまざまな貸し付けられる、譲渡の形態が相手方もそうですし、非常に広範囲であると想定せざるを得ないと思いますけれども、そういったところがきめ細かく一定の要件をつくれるかというところでは今の段階では明快にお答えできないのですがそれらは非常に厳しいのではないかと考えております。先ほど申し上げましたけれども情勢判断をするのが1番その時々において適切な判断ができるのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは質疑なしと認めます。

これから、議案第21号について討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。従って、議案第 21 号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第 4 議案第 22 号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第 4 議案第 22 号 財産の無償貸付について質疑を行います。

7 番 諸岡君。

○7 番(諸岡 勇君) 土地の関係については貸し付ける期間 20 年の根拠についてどのような考えであったのか。利用者の安定的なサービスを提供するという文言の中で 20 年という設定はどうだったのかということをお聞きしておきたいと思います。それから、土地の関係については無償で貸与するよりは購入していただいた方がよかったのではないかなと思うのですがこれら無償で貸付をしたいという理由についてお聞きをいたします。

○議長(倉兼政彦君) 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(山崎義典君) 期間の根拠というお話しでございます。土地の関係なのですけれども、建物・施設と一体的という考え方がございまして建物の耐用年数が 20 年間という形で法定耐用年数が決められております。その期間内は基本的に小規模多機能という事業展開をしていただくという建物の耐用年数という部分と土地も同じように 20 年間はそういう目的で使っていただきたいということでひとつその根拠としては建物の耐用年数期間を土地の貸付の期間の根拠としたという状況でございます。それともう 1 点、なぜ貸付をしたのかというお話しでございます。これについては当然旭川の業者の方、ここで決定をした方とは協議をしておりますけれども、基本的な考え方につきましては先ほど言ったように町は長期的に安定的に介護サービスを提供していただきたいという考えがございます。ただ、逆に言えばこういう目的で使っていただきたいという一つのルールというか根拠というものもございますのでここを譲渡にしないで貸し付けて契約をしていくということもひとつ考えているところでございます。

○議長(倉兼政彦君) 7 番 諸岡君。

○7 番(諸岡 勇君) 20 年ということは例えば入っている人の立場からいえば年限が制限されている、貸し付けが 20 年ということが自分の立場から考えますとどのくらいの年齢まで生きられるかわかりませんが、20 年の制限が何か作用しないのかということが心配なのです。それらについて例えば再契約とかの考え方はどのように考え

ているのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 現段階の考え方といたしましては、ここは安定的に利用していただきたいということで、20年経過後については再契約という考え方もございますけれども、ただ、その時点での介護サービスの状況というのが一番問題になってくるのかと思います。そういうものを考えながらこれについては安定的に施設を利用していただきたいという考え方が一番でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 2点ほどお伺いいたします。今の関連で答弁を聞いておりますと建物施設の耐用年数に勘案してのことということですのでけれども他のケースも同様の考え方という認識でよろしいのでしょうか。それから、周辺環境整備の部分についての支援というのは考えているのか。それは自己責任という考え方なのか、その2点を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 私の方から2点目の周辺環境整備の関係の話をさせていただきたいと思います。この事業については土地の賃貸20年という話をさせていただいて、予算上でも補助事業という形で支援をしていくという考え方でございます。施設以外の周辺という部分がございますのでそこを含めた補助事業の展開という部分で事業を行っていただくという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 前段の土地の無償貸付の考え方でありましてけれども、他の場合についてもそうなのかという趣旨だと思うのですがケースバイケースだと思います。行革の中にも町が所有していて将来的にも使う見込みのない土地・財産については極力売却をしていくとか、あとは町の施策によって特に企業ですとかそういった誘致があった場合についてもそれは譲渡していくという方針をもっておりますけれども、ここの土地については議員ご指摘のように一体的に全部町の土地になっております。幼児センターもありますし幼児センターのグラウンドさらには今福祉会に貸している部分さらには町の職員住宅ですとか相当広大な土地を持っておりますので、あそこについては過去から町有地ということに管理をして将来的にも一定程度の広さを確保しながら町の所有の中で管理をしていくべきだろうと、将来的にこれが今仮に20年という契約でありますけれども当然施設が存続する限り、これを更新なりしていかなければならないと考えておりますけれども、その後、

ではあの土地を一角だけ歯抜けになった状態で管理をするということはやはり将来的には何かあった時に禍根を残すことにもなるだろうという考え方から当該用地については無償で使っていただくという方針になっております。従いまして、町が持っている土地の処分についてはそれぞれの利用形態なり町の将来的な方針なり色々な施策との関連の中で対応をどうしていくのかということについては出てくるだろうと思います。これ以外にも長期間にわたって使っていただいている土地もございますのでそういった事例を参考にしながら今回は20年という設定をさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおりこの施設はこの制度が続く限り、何とか経営なりサービス提供を続けていってほしいという基本的なスタンスは持っているということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） ということは、町のまちづくりに資するものであれば他のケースについても同様な対応で無償貸し付けを更新しながら継続していく考えがあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 支援の一つの方策だと考えておりますので町の政策で特に介護関係については町の計画に基づいて進んでいただいていると。先程8番議員さんからもご質問がありましたけれども本来町がすべきではないのかということですが、そうではなくて民間ができるものはやはり民間にやっていただくということでその中できちんとサービスが安定的に供給できるように町が一定程度の支援をしていくという考えに立っておりますので他のケースでこういった場合が出てきた場合についてもその都度これは考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 先ほども20年の話が出ておりましたけれども、仮に20年経過して状況が変わってこういう事業を継続しないとなった場合に建物等に関してはどのような取り決めを最初に作っているのか、その辺契約の中で確認していることがあったら願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 現時点では20年後のことについては考えておりません。継続して介護保険事業所として運営をしていただきたいという考えでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お尋ねいたします。この建物あるいは土地を利用して旭川の業者が事業を行うわけです。そうしますと当然その中から利益を得ていくわけです。ですから私はできることなら建物は無償でも構わないと思うのですけれども土地は先程も質問があったとおり貸し付けでなくて買い取ってもらうかあるいは賃貸をする、地代をもらうような形で進めるべきではないのかと。先ほどからまちづくりの一つの支援として無償貸し付けをするとおっしゃっていましたがけれども美深町も企業会計という会計をこれから進めていく中でこの土地がいくらぐらいの価値があって無償貸し付けとされたのか。それからもう1点、こういう事業者が私どもの町に来ました時に町にどのぐらいの潤いがあるのか。例えば、商店街の活性化につながるのか、あるいは人件費それから雇用の拡大になるのか、その辺をどのように押さえておられるのかお伺いしたいと思います。といいますのは、町が支援しておりますこの介護施設あるいは学校、病院等の支援をしておりますけれども商店街の活用というものが年々減少しているわけです。そういうことを考えますとやはり事業者としてもう少し自覚を持ってもらうためにも土地などは無償という形はナンセンスではないかと私は思うのです。その自覚を促すためにも土地代をもらうか、あるいは売買をするとか、なぜそういう形をとらなかったのかどうも納得がいかないわけですがともお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 土地の関係についてですけれども、冒頭お話しがございました介護保険事業所ということで利益を得るということが前提になるわけですがございますけれどもご承知のとおり国で定められた介護報酬という収入のひとつの基準がございましてそれで利用者によって収入を得ていくということでございます。当然、一般的な営利を目的とした事業という部分でいきますと収入を極端に得るというのも難しいのかと考えておりますけれども、基本的には十分利用者を対応していただいて収入を得ていただきたいという考え方をもっております。先ほどお話しありました土地の金額はどのくらいになるのかということでございます。あの土地につきましては町の財産でございまして評価額というものはないのでございますけれども近傍類似でいきますとだいたい坪単価が12,000円ほどの金額になるのではないかと考えております。それと、町にどれだけの潤いがあるのかというご質問もございました。この施設については職員の配置基準、管理者であるとか看護師であるとか介護員だとかがございまして。当然、美深町で事業を営まれるということで職員の募集についても美深町で募集を行っていただく形で話を受けております。それと、当然この施設については食事等も提供される施設でございましてそういうものに付随した調達というものも町内から行われるということで具体的なものはなかなか示す

ことができないのですけれども人為的なものまたはそれに関する材料的なものを含めて一定程度は町内で供給されるということでそれがひとつの潤いにつながってくるのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

これから、議案第22号について討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 財産の無償貸付についてを採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第22号 財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成25年第2回美深町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 岩 崎 泰 好

署名議員 齊 藤 和 信